

企画競争実施の公示

平成26年11月26日

近畿地方整備局奈良国道事務所長

若尾 将徳

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

奈良国道事務所橿原維持出張所他1箇所における自動販売機(清涼飲料)の設置営業

(2) 業務内容

奈良国道事務所橿原維持出張所1階及び奈良維持出張所1階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック) 各出張所に1台・・・1事業者

(3) 業務期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

ただし、必要に応じ、平成31年3月31日を超えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2 設置場所

奈良県橿原市雲梯町273-3 奈良国道事務所橿原維持出張所1階

奈良県奈良市柏木町386-3 奈良国道事務所奈良維持出張所1階

3 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長が行う。

4 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売等」のA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有し、奈良県内に本支店、営業所を有していること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 下記5の(3)の説明会に参加した者であること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11
近畿地方整備局奈良国道事務所 総務課 総務係
電話 0742-33-1391 ファクシミリ 0742-36-1685

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成26年11月26日から平成26年12月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで、(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 説明会の日時及び場所等

日時：平成26年12月18日 11時00分～
場所：近畿地方整備局奈良国道事務所 4階会議室
説明会への参加は必須とする。

(4) 応募申込み

公募に参加を希望する者は、平成26年12月16日16時00分までに、上記(1)へ電話で申込みを行うこと。

(5) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

平成27年1月13日16時00分までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記5の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするるとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。